



(公財)水道技術研究センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1
虎ノ門電気ビル2F
TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215
E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

EU 加盟国の飲料水水質に関する技術報告書から (その19)

(翻訳に当たって)

海外文献等の翻訳に当たっては、意識を避け、原文に基づいてできるだけ忠実に訳するようしております。このため、「日本語の文章として極めて難解で、意味がくみ取り難い」などのコメントをいただいております。この点については、訳を行っている者の力量不足によることもあり、お詫び申し上げます。

なお、訳文の意味が不明な箇所等については、恐縮ですが、原文を参照・確認していただくようお願いいたします。

— マルタ (Malta) —

1. 大規模給水ゾーン (Large Water Supply Zones)

(要約)

現在のマイクロフィッシュ (情報保存媒体の一種) は、国の所管官庁から報告された2008~2010年におけるデータを用いて、マルタの飲料水水質を取り扱っている。

大規模水道に関するデータの分析から、2008~2010年の期間において、マルタにおける飲料水は約12の給水ゾーンによって消費者に供給されたことが明らかになった。

モニタリングデータは、いくつかの化学的パラメータを除き、全ての給水ゾーンにおける微生物学的、化学的及び指標パラメータ全てについて提供された。

12給水ゾーン全てにおいて、要求された数の分析が実施された。

マルタにおける飲料水水質に関しては、微生物学的及び化学的パラメータについてのサンプルの基

準適合率は99%であった。3年間の全報告期間において、化学的パラメータである塩化物、ナトリウム及び伝導率については、サンプルの基準適合率は常時99%以上ではなかった。これは、ほとんどが水源及び塩水を含む水源からの浄水処理に関係するものであった。

これらの塩化物、伝導率及びナトリウムについては、長期的な時間軸において、集水域関連の原因をなくするか軽減するための措置が講じられた。

水質基準不適合の主な原因は、水源及び塩水を含む水源からの浄水処理に関係するものであった。

全般に、マルタは、パラメータ値への不適合が登録された時は、集水域関連の原因をなくするか軽減するための是正措置を報告しているが、現在の報告様式のもとでは、講じられた方策やそれらの効率性について明確に概要を示すことは可能ではない。

1.1 全般情報 (General Information)

[2008～2010年の報告期間におけるマルタの全般情報]

	2008年	2009年	2010年
総人口(千人)	410	410	420
給水ゾーン数	13	12	12
給水人口(人)	394,698	396,245	339,774
給水量(百万 m ³ /年)	27	29	30
水源構成(水量ベース、%)	地下水 45.2% その他の水源 54.8%	地下水 42.9% その他の水源 57.1%	地下水 44% その他の水源 56%

(参考) 飲料水水質に関する国のデータベースのリンク先

www.wsc.com.mt

マルタの人口の95%は、12の給水ゾーンから飲料水が供給されている。

マルタの飲料水の水源は、地下水が44%であり、残りの56%はその他の水源が用いられている。2005～2007年の概要報告では、これらのその他の水源は、深井戸からの脱塩水として定義されていた。

給水ゾーンの減少（1給水ゾーンの減少）にもかかわらず、総給水量の増大がみられている。1人1日当たり飲料水消費量は、2008年の187ℓから2010年の20ℓへと増加している。同じ期間に、総人口は1.28%増加している。マルタは観光客の大規模な流入があることから、これが水消費量の増大の原因となったかもしれない。

飲料水指令を考慮した飲料水水質に関する情報は、ウェブサイト（www.wsc.com.mt）からは見当たらなかった。

1.1.1 免除 (Exemptions)

(飲料水指令第3条2.(a)及び第3条2.(b)に従って)

マルタでは、規模又は水の用途のどちらにおいても、飲料水指令の要求事項から免除された飲料水はなかった。

1.1.2 特例 (Derogations)

(飲料水指令第9条に基づく欧州委員会によって要求された情報)

マルタからは、特例の報告はなかった。

1.2 飲料水の質及び安全性 (Quality and safety of drinking water)

飲料水指令に掲載されている 48 のパラメータ (ボトル水は 50) は 3 つの異なるグループに分類される。すなわち、人の健康に対して直接影響する微生物学的及び化学的パラメータと、浄水プロセス及び飲料水の感覚的な質に関する情報を提供する上で重要な指標パラメータである。さらに、指標パラメータの一部はそれ自体では定量的な基準を有しておらず、消費者が受け入れ可能かどうか依存する。

それ故、最初の二つのカテゴリーに当てはまるパラメータの超過は供給される飲料水の質を回復するための方策を講じるきっかけとなる一方、指標パラメータの超過は、所管官庁の義務として超過又はそれらの存在が人の健康に危険を及ぼすかどうかについて検討するきっかけとなるものである。例えば、指標パラメータのレベルの上昇は、浄水施設が適切に運転されていない、浄水施設が設計能力を超えて運転されている、または浄水施設が浄水処理の機能を果たすことができていないことを示唆することがある。

2. 小規模給水ゾーン (Small Water Supply Zones)

1. データの質に関する全般的なコメント (General comments on data quality)

報告されたデータは 2010 年に関するものである。マルタの小規模水道は、淡水の地下水水源及び塩分を含む地下水水源 (脱塩) を使用している。

マルタでは、7 つの小規模水道が、1.5 万人の居住者 (マルタの総人口の 4% を占める。) に対して 1 日当たり 3,612 m³ の水を供給した。

2. 飲料水の質及び安全性 (Quality and safety of drinking water)

(飲料水指令第 4 条, 第 5 条, 第 6 条及び第 7 条)

2.1 飲料水水質 (Drinking water quality) (飲料水指令第 4 条及び第 5 条)

飲料水指令の飲料水水質の要求事項を全て遵守している小規模給水ゾーンは、下表のとおり、57.19%であった。

小規模給水ゾーンの分類	小規模給水ゾーン数	飲料水水質の要求事項を全て遵守しているゾーン数	遵守割合 (基準適合率)
CAT1	1	1	100%
CAT2	2	1	50%
CAT3	4	2	50%
合計	7	4	57.1%

(注) CAT1: 1 日当たり 10m³ - 100m³ 給水

CAT2: 1 日当たり 100m³ - 400m³ 給水

CAT3: 1 日当たり 400m³ - 1,000m³ 給水

マルタでは、飲料水指令の水質に関する要求事項への不適合は、塩分を含む地下水水源の特質によって影響を受けている指標パラメータに限定されている。給水ゾーンの 42.9% において不適合の原因となったパラメータは、ナトリウム、塩化物及び電気伝導度であった。サンプルの基準適合率は 90% 未満と低かった。

微生物学的及び化学的パラメータについてのデータは、報告がなかった。

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当
E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp
TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215
また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h26.html>

国・地域別の水道情報 http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html

耐震化関連の情報 <http://suido-taishin.jp/hotnews.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。